

平成 30 年度 第 1 回臨時総会 議事録

開催日時	平成 30 年 5 月 7 日 (月) 午後 2 時 50 分～午後 3 時 40 分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6 階 会議室
出席委員	西野幸一 池澤 誠 加藤孝幸 高橋政継 廣井千里 中島義幸 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 竹内義昭 中島正根 中山忠明 山本和正 松田 環 上田 博 久保壽美男 川澤一博 以上 17 名
欠席委員	西本統洋 矢野 強 以上 2 名
事務局	長岡事務局長 岩崎次長 竹内係長 堀内係長 長澤主任 廣末主事 以上 6 名
議 題	議案第 1 号 高知市農地利用最適化推進委員の委嘱について 議案第 2 号 農地の権利取得の下限面積 (別段面積) (案) の設定について 議案第 3 号 平成 29 年度事業報告について 議案第 4 号 平成 30 年度事業計画 (案) について 議案第 5 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

開 会	会長 大野哲が議長となり、開会を宣す。(午後2時50分)
議事録署名委員	議長が、中島義幸委員、中山忠明委員を指名する。
議 事 議 長	<p>それでは、お手元に配付いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議案第1号 高知市農地利用最適化推進委員の委嘱について、ご審議いただく前に、「高知市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」第8条第2項の規定に基づき、高知市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会の委員長であります私の方から、ご報告いたします。</p> <p>朝倉地区の農地利用最適化推進委員の募集に伴い、候補者選考委員会を開催し、候補者1名について選考を行いました。その結果、議案第1号に記載の森本克實さんが推進委員候補者として適当であるとの評価をいたしましたので、ご報告いたします。</p> <p>この件について、事務局から追加説明をお願いいたします。</p>
堀内係長	<p>議案第1号 高知市農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局からご説明いたします。</p> <p>朝倉地区の推進委員に欠員が生じたため、3月15日から4月13日まで候補者の募集を行い、1名の推薦がありました。ホームページに最終公表した募集状況の結果を資料として添付していますので、ご参照ください。</p> <p>4月23日に候補者選考委員会を開催し、先ほど委員長である会長から報告がありましたとおり、農業委員会法に規定する欠格事項に該当していないことを確認のうえ、選考審査基準に基づいて評価・選考を行った結果、議案書記載の森本克實さんを候補者として決定しました。</p> <p>つきましては、森本克實さんを朝倉地区の推進委員として委嘱してよろしいか、ご審議をお願いいたします。</p> <p>なお、承認いただいた場合の任期は、本日、平成30年5月7日から平成32年7月19日までとなり、委嘱式を定期総会同日の5月21日に行う予定です。</p>
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり決定してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、そのように決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地の権利取得の下限面積（別段面積）（案）の設定について、事務局より説明願います。</p>
竹内係長	<p>農地法第3条の許可申請により、所有権や賃借権等の農地の権利を取得しようとする場合、高知市の場合は40アールとなっておりますが、下限面積の要件を満たさないと権利の取得ができないということについては、ご承知いただいているかと思えます。</p> <p>この下限面積40アールについては、年に1度、見直しを行うこととなっておりますが、それが本案件でございます。</p> <p>なお、下限面積の設定についての法的な根拠については、資料の1ページに記載しております。</p> <p>本日、ご審議をいただくポイントは2つございまして、ひとつは40アールという下限面積そのものについて変更を行うかどうか。これが1番でございます。</p> <p>次に2番は、昨年度から検討課題としてあげていただいております、いわゆる空き家バンクに登録されている空き家に農地がくっついていた場合に、空き家を購入するのであれば、という条件付きで下限面積を引き下げる形を検討してみてもどうか、という点についてでございます。</p> <p>順を追いまして、まず1番の、基本となる下限面積の検討について、ご説明いたします。</p> <p>資料は、先程の資料の1ページ目、関係法令等について記載しておりますページをご覧ください。</p> <p>2の関係法令の項目に記載しておりますが、農地法上、下限面積の基本は、北海道で2ヘクタール、他の都府県で50アールとなっております。ただし、この基準面積</p>

竹内係長

は、一定の基準に従って別に定めることができるとなっておりまして、その基準が、農地法施行規則の第17条にございます。

この第17条では、第1項の(2)で、別に下限面積を定める場合、「面積の単位はアールとし、その面積は最低で10アール以上とすること」となっております。

そして、(3)は、書き方が非常に分かりづらいですが、例えば現在のように40アールで定める場合、その地域で農家として認められる10アール以上、40アール未満で農業をしておられる世帯が、農家全体の40パーセントを超えないようにしなさい、という意味であります。

法律の考え方としては、下限面積を下げますと、その下限面積を満たせる者が増えるので、必然的に農家1戸あたりの平均経営面積が下がることが考えられるけれども、それで農業だけで自立してない農家が増えたり、担い手農家への農地集積に支障が出ることはないようにしなさい、という趣旨であるようです。

ただし、施行規則の第2項で、十分に耕作放棄地解消につながり、農地の集約の妨げになる恐れがない場合で、新規就農の促進に相当であると思われる場合には、(3)の40パーセントの規定に関わらず、下限面積を設定することができるとされております。

次に、40パーセントの規定に照らすとどのようになるか、資料の4ページ以降に農家別の経営面積のデータをあげております。

4ページの表は、下限面積をこれまでと同じ40アールとした場合の数字です。

ひとつの自治体の中でも、営農条件によって地区を分けることは可能ですので、いわゆる旧高知市と、鏡、土佐山、春野、そして全体ということで、縦に5段にしております。

40アールの場合でありますと、鏡地区では若干、40パーセントを下回っております。全体では、51.17パーセントということで、これは40パーセントを上回っております。問題はないという結果です。

次に、資料の5ページをめくっていただきますと、下限面積を30アールとした場合の試算が出ております。下限面積を30アールとしますと、鏡、土佐山、春野で40パーセントを下回る結果になります。全体では41.39パーセントで、こちらは40パーセントを上回ります。

なお、6ページに昨年度に提示いたしました資料を、7ページには4月1日現在で

竹内係長	<p>の、高知県内の他市町村での下限面積の状況を、それぞれ参考資料としてつけております。</p> <p>昨年度以降、北川村と日高村で、下限面積の引き下げがまっているようです。</p> <p>以上を踏まえ検討しましたが、40パーセント規定に照らした場合、遊休農地の解消、新規就農者の確保がより大きな課題であると思われる中山間、春野地域においての方が、むしろ農家1戸あたりの経営面積が大きいことなども踏まえ、下限面積はこれまでの40アールから変更しない形を事務局案としてお示ししております。</p> <p>次に、農地付きの空き家に限定した下限面積の引き下げについてですが、こちらについては資料の3ページに、全国で、同様の制度を導入している自治体の一覧をあげております。全国で33市町あり、その場合に限り下限面積を1アールとしているところが多いですが、中には0.01アールからとしているところもあるようでございます。</p> <p>資料は最初のページにお戻りください。</p> <p>高知市では、土佐山地域振興課と鏡地域振興課の所管する区域内で空き家バンク制度が運用されております。こちらでの運用実績等について確認いたしましたところ、2の「理由」と書いてあるところの一番下にも記載しておりますが、「全国的には田園回帰指向の高まりに合わせて農地付き空き家を活用する事例が見られるものの、管内での需要はほとんど見られなく、空き家は売買ではなく賃貸が主流となっている。」とのことでした。</p> <p>このことから、事務局案としては、「新規就農又は移住定住に係る高知市管内の需要動向に注視しながら、引き続き研究・検討を行うこととする」という方針案をお示ししております。以上で説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —

議長

ご異議なしとのことですので、本件は、議案どおり承認することといたします。

次の議案第3号 平成29年度事業報告と、議案第4号 平成30年度事業計画(案)についてですが、本日と次の運営委員会でのご審議を踏まえ、内容を修正のうえ、5月21日開催の定期総会で議案書としてお諮りいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第3号 平成29年度事業報告について、事務局より説明願います。

岩崎次長

それでは、お手元の議案第3号 平成29年度事業報告の資料をご覧くださいませでしょうか。平成29年度事業報告について、説明させていただきます。

事業報告の前文でございますが、平成29年度は平成28年4月からの農業委員会法の改正施行に伴いまして、農業委員の任期満了の時期に合わせて、高知市長が任命した農業委員と法改正によって新たに設置されることになりました農地利用最適化推進委員による新しい農業委員会がスタートすることになりました。

高知市の農業及び農地の現状は、農業者の減少と高齢化、そして土地持ち非農家の増加等によって耕作放棄地が進んでいますことから、農業委員会として必須業務となりました「農地等の利用の最適化の推進」について、いかに取り組んでいくのかが求められております。

そこで、基本方針として「農地を荒らさずに農地を守る」ことをモットーに、新体制への円滑な移行に取り組み、農業委員、推進委員の選任・委嘱以降は、市長への意見書の提出に向けて会議を重ねることとなりました。10月26日には意見の提出を無事に終え、その後は市議会議員からのお力添えもありまして、市議会議員との意見交換会を新たに行うこともできました。また、農地等の利用の最適化の取組の一つである耕作放棄地の解消につきましては、この1年間で6ヘクタールの解消に繋げることができましたが、それ以上に耕作放棄地が拡大する結果となり、今後の大きな課題となっております。

新たな取組としましては、新規就農者との意見交換会を機に、JA高知春野管内での中古の園芸ハウスの調査や、あっせんに関わっていくことになったことと、農地の利用状況調査では、平成29年度農業委員会協力員の協力の下、中山間地域を優先してGISデータを活用した航空写真図を使った準備調査を始めたことなどが挙げられます。

岩崎次長

そして、最後になりますが、平成 29 年度幹事役として四国県都四市農業委員会会長協議会を高知市で開催し、さらに同協議会のメンバーである徳島市農業委員会への視察研修を行いました。引き続き各担当から個々の事業について報告をさせていただきます。

竹内係長

それでは、農地係の方から説明させていただきます。

議案書 21 ページをお開きください。

昨年度から主に変更があった部分等につきまして、ご説明させていただきます。

昨年度、新体制組織の発足に伴いまして、農地部会で審査をしてきた許可申請等につきましては、7月の改選以降、会議の名称を農地総会と改めて審議をすることといたしました。平成 29 年度に農地部会は 4 回、新体制での農地総会は 8 回開催いたしまして農地法その他の法令等の許可申請等につきまして審査をしております。その下に農地法 3, 4, 5 条等につきまして、面積と傾向を分析をしたものがありますが、こちらは説明を省略します。また、一部行末が揃っていない部分がありますが、定期総会までには改めて原稿を訂正させていただきたいと思っております。その下に開催状況、(2) が事前審査会の開催状況であり、22 ページまで跨っております。

次に 23 ページから 29 ページまでが農地法の許可申請等につきましての件数および面積等のまとめです。23 ページが農地法 3, 4, 5 条や農地法第 18 条 6 項、非農地証明など全部まとめたもので、農地法 3, 4, 5 条、18 条に限定をした地区別のデータを 24 ページに記載しております。26, 27 ページが地区別の非農地証明および農地法施行規則第 29 条による証明であり、合計 91 件で面積が 55,529.39 平方メートルです。

28, 29 ページは、農地法第 4, 5 条による地区別の転用のまとめでございます。目的別ということで、左端に転用目的が何であるかという項目と、その横が地区別の面積等の数字になります。こちらは 4 条、5 条の届出と許可申請の両方を含めた数であり、すべて合わせると 220 件で 109,718.44 平方メートルです。

次の 30 ページは申請の取り下げと取り消しの状況でございます。

次の 31 ページは特定農地貸付法による市民農園の開設状況でございます。こちらにつきましては、一部の初月地区等で解約になった所がありまして面積が昨年よりも減っております。また長浜地区等で国土調査の結果により面積の変動があった土地が

竹内係長

ございまして全体としても、面積がやや減っております。

次のページをお開きください。

32 ページは賃貸借の状況についてです。

現在、農地台帳上での農地法による賃貸借の管理状況は（１）のとおりです。

また、（２）には、平成 29 年度にホームページ等で情報提供しました、平成 28 年度の農地賃借料の表を掲載しております。

次の 33 ページは、農地パトロールについて記載しております。

昨年度は通常の農地パトロールを 5 月から 10 月に掛けて市内 23 地区で行いました。それと同時に昨年度は、農業委員会協力員を新たに 25 名委嘱しまして鏡地区と土佐山地区で事前調査をしております。この事前調査につきましては、平成 30 年度の農地パトロールの予備調査という形で位置付けをしている関係で、下の遊休農地の数字には含んでおりません。おそらく来年度は鏡、土佐山地区等で遊休農地の増加が見られるものと考えております。その他につきましては、表のとおりでございます。

次のページにお進みください。

34 ページの 6) に国有農地管理事務事業につきまして記載しております。こちらにつきましては、およそ昨年と同様になっておりますけれども、旭地区で払い下げとなった国有農地がありまして、数字等に関しては減少しております。

次に 35 ページをご覧ください。

こちらは農地調整事務処理事業についてでございます。（１）は和解の仲介について、（２）は農地所有適格法人についてまとめております。和解の仲介は昨年 1 件ございましたが、紛争の解消には至らず打ち切りとなっております。農地所有適格法人につきましては、以下のとおりでございます。一番下に「株式会社サカタ」が加わっております。

次に 36 ページをご覧ください。

8) 田畑売買価格等に関する調査でございまして、委員の皆様にご協力をいただき田畑の売買価格に関して調査を実施いたしました。9) が農地の現況等に関する調査でございます。これは法務局・裁判所・税務署等から農地に関する現況について照会があった場合、その内容について現地調査を行い、回答した内容について記載しております。10) は農地台帳整備事業でございます。電算システムにつきましては、昨年から変わった箇所は農地情報システムというのが全国農業会議所で運用されており

竹内係長

ますが、フェーズ2というものが本格稼動いたしました。フェーズ1というのが全国農地ナビという形で一般の農業者や一般市民の方々に農地情報を提供するものです。フェーズ2は農業委員会等利用システムと名称が付いておりますが、農地台帳システムを国の方で一元的に作っていかうという取組がされております。こちらの情報については提供をしまして利用はできる状況になっておりますが、システムの移項につきましては、まだ研究中でございますので、高知市ではフェーズ2を正台帳にはせず、従前の台帳を正台帳として使っており、フェーズ2は副台帳という形にしております。

11) 農地流動化対策事業は利用権設定等促進事業および農地銀行の事業について、まとめております。

次の37ページの(3)が昨年度の利用権設定等実績についてでございます。①利用権設定につきましては、数字を集計しているところで、表に数字が入っておりませんが、次の運営委員会には整合性が取れる形で数字を入れてお示しをしたいと思います。

(4)が農地流動化の管理業務、(5)が農地銀行によるあっせん活動であり、このような事業を行っているということで、こちらは昨年と変更はございません。農地銀行のあっせん事業につきましては、38ページに、あっせんの件数についてお示しをしております。

40ページは利用権設定等の状況についてでございます。(5)が昨年度の1年間で利用権設定が行われた土地の数字でございます。

42, 43ページが権利別農地流動化状況でございます。こちらにつきましても、先程のページと同様に使用貸借および合意解約等についてまとめております。

次に44, 45ページにつきましては、高知市全体で利用権が設定されている土地につきまして、昨年度の分とそれ以外も含めて表にしたもので、期間別の利用権設定状況でございます。

次に46ページをご覧ください。

高知市農林水産課から協議があった農業振興地域整備計画の変更について、表にまとめております。

最後に、13) 関連諸会議ですが、農業委員、推進委員および職員の研修等につきまして、出務状況を載せております。以上で農地関係についての報告を終わります。

堀内係長

続きまして、農政振興関係の事業報告について説明させていただきます。

議案書 47 ページをご覧ください。

(1) の農政部会は 1 回開催し、「平成 29 年度事業計画」等の審議を行いました。新体制移行により部会が廃止されたため、この回が最後の農政部会となり、それに替わる会議として、農業振興施策検討委員会を 3 回開催し、「高知市農業施策等に関する意見書」の要望項目等について協議を行いました。

次に(2)の相続税・贈与税納税猶予適格者証明等については、8 件の証明願があり、農業委員・推進委員による現地確認等により、相続税納税猶予適格者証明書を発行しました。

また、相続人が 20 年間農地として利用したことによる「納税猶予の免除確定手続き」に際し、税務署から 10 件の確認依頼があり、農業委員・推進委員による現地確認等を基に回答いたしました。

また、本年 3 月 31 日現在における贈与税・相続税納税猶予の適用件数及び適用面積の内訳は、記載のとおりです。

48 ページをお開きください。

(3) の農業者年金事業については、JA 高知市、JA 高知春野および高知市農業者年金友の会などの関係団体と連携し、制度に関する問合せへの対応や戸別訪問等を行ったところ、新たに 8 名が加入し、被保険者は計 46 名となりました。

農業者年金に関連した会議の一覧と、本年 3 月 31 日現在の地区別加入及び受給状況につきましては、記載のとおりです。

次に、49 ページをご覧ください。

(4) の情報宣伝活動についてですが、高知市ホームページに農業情勢の動向や各種情報を掲載しており、農業者をはじめ、広く市民にも情報提供をしています。

また、農業委員会の情報紙「情報みどりのまち」を年 2 回、それぞれ 11, 100 部発行いたしました。各号の内容については記載のとおりです。

その他 JA の機関紙や高知市広報紙等にもご協力いただき、記事を掲載しております。

最後に 50 ページをお開きください。

(5) の農作業別標準賃金の設定については、賃金の受け払いの実態調査等を踏まえて、平成 30 年は記載のとおりで金額で決定しました。この内容は、実際の受け払

堀内係長	<p>いの参考にしてもらうために、ホームページに掲載しております。</p> <p>(6)の家族経営協定の推進では、新たに8家族が締結し、本年3月31日現在の家族経営協定締結者は、86組となっています。</p> <p>以上で、農政振興関係の事業報告を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>— 意見なし —</p>
議長	<p>ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>— 異議なし —</p>
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号 平成30年度事業計画(案)について、事務局より説明願います。</p>
岩崎次長	<p>それでは、お手元の資料の51ページの議案第4号 平成30年度事業計画(案)について、説明させていただきます。</p> <p>新体制となって2年目を迎える平成30年度につきましては、農地等の最適化の推進において一定の成果が求められることとなります。農地の出し手・受け手のミスマッチなどによる耕作放棄地化が土地持ち非農家を中心に広がっていることに伴い、農業委員会活動として農業委員、推進委員、事務局が一体となって、農業委員会のマンパワーを生かした地道な取組が大切であるとしております。</p> <p>そこで、農業委員会としましては、農地を荒らさずに農地を守る「耕作放棄地の発生防止と解消」に取り組むことと、将来の地域農業を担う「新規参入の促進」の2点を基本方針とすることとしております。その上での活動目標は、「農地等の利用の最適化の推進」を重点事業として位置づけ、農業委員会の円滑な運営、法令等に基づく権限の適正な行使、農地等の利用の最適化の推進、農業の持続的な発展に向けた活動</p>

岩崎次長	<p>の4項目としまして、それぞれの項目の具体的な事務事業を列記しております。</p> <p>この中で特に、「農地等の利用の最適化の推進」では、その取組に関する指針を策定するとともに、利用状況調査の拡充により農地の現状を把握し、農地銀行の運営等を通して農地流動化に向けたあっせんに取り組んでいくこととしております。</p> <p>それでは、また各担当からご説明いたします。</p>
竹内係長	<p>それでは、農地関係について、ご説明させていただきます。</p> <p>議案書は54ページをご覧ください。</p> <p>10)から農地関係の計画の説明が書かれております。農業委員会の重要な業務であります、農地の利用関係の調整につきましては、農業者の代表機関である農業委員会として、農地法及び関係法令に基づき適正な許認可業務を実施いたします。</p> <p>特に、遊休農地等については、その実態把握に努め、所有者等に対し農業上の利用の増進を図るため、必要な指導等を行うとともに、改正農地法に基づき農業上の利用に関し意向調査を行い、農地の有効利用を図ります。</p> <p>また、「人・農地プラン」の推進のもと、認定農業者を中心とした地域農業の「担い手」への農地の利用集積活動を積極的に行うとともに、有効な土地利用を図るため、以下の事業及び活動を行います。</p> <p>まず、(1)が農地総会でございます。</p> <p>農地総会は農地法、農業経営基盤強化促進法、その他の法令によりその権限に属された事項について適正に対処するため、毎月1回開催します。下のア～カについて毎月のスケジュールをお示ししております。こちらについては、変更はございません。</p> <p>(2)が農地法関係等申請処理事務についてでございます。農地等の権利移動および転用あるいは諸証明等につきまして、適正に対処して参ります。</p> <p>(3)は農地の賃借料情報の提供活動の実施についてでございます。先程の平成29年度事業報告にもございましたが、高知市の賃借料について実勢の情報を、ホームページ等を通じて提供します。</p> <p>(4)が農地パトロール(利用状況調査)についてでございます。本年度も6月～11月にかけて市内を23地区に区分し、農業委員、推進委員、事務局職員等で農地パトロールを行います。また、これと並行し、農地パトロールによる網羅的な調査が困難な地区を中心に、協力員を委嘱して事前調査を行います。農地パトロールを行いま</p>

竹内係長

して、遊休農地と判明した農地につきましては、所有者に対して指導を行うとともに、農地中間管理事業の利用等、農地の利用意向調査を行い、新たな耕作者に繋げていく取組を進めて参ります。

(5)は農地利用最適化の推進でございます。遊休農地を解消するために、農業委員及び推進委員が連携し、農地の利用の最適化を推進して参ります。

(6)は農業委員及び推進委員の研修会実施についてでございます。法改正に沿って訂正した手引き等を活用して、農業委員会運営の円滑な執行に向けて研修会を実施いたします。

次の56ページの(7)が国有農地管理事務事業についてでございます。国有農地の管理は、管理事務処理要領に定められている農業委員会の事務について、適正に処理をして参ります。

(8)が農地調整事務処理事業についてでございます。農地の利用関係で発生した紛争については、農地法第25条及び農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき、和解の仲介などを行い早期解決に努めて参ります。また、農地所有適格法人の経営状況等の適正な管理に努めて参ります。

(9)が田畑売買価格等に関する調査でございます。全国農業会議所が全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の立案推進の基礎とすることを目的とした全国統一調査として毎年行っている田畑売買価格等に関する調査を実施いたします。

(10)は農地の現況等に関する調査でございます。裁判所、法務局等から農地の現況に関して調査の照会がある場合は、委員の皆様と連携して現地調査を行い、適正に処理を行うとともに、必要な場合に条例の趣旨を踏まえて行政指導を行います。

(11)は農地台帳の整備でございます。本年度も住民基本台帳、固定資産台帳のデータを突合して台帳の情報を最新のものにして参ります。

(12)は農地移動適正あっせん事業でございます。現在、通常のアっせんで行っているのは、「農地銀行のアっせん」でございますが、こちらは農地移動適正化あっせん事業という別の事業であり、農業委員会等に関する法律第6条第2項に規定されておりますので、記載しております。

(13)は農地等利用調整事業でございます。農地等あっせん相談員による農地の出し手・受け手の結び付け活動を実施し、併せて遊休農地化を防止するために利用調整を行います。こちらが通常行っているものであります。昨年度は農地等あっせん相談

竹内係長	<p>員の研修を行いませんでしたので、本年度に研修を行うとともに、農業委員会情報紙「情報みどりのまち」や移動農業委員会等の機会を利用して農地の流動化制度のPRを行います。</p> <p>(14)は許可を受ける必要のない権利取得の届出事務についてでございます。相続等により、許可を受けることなく農地を取得したものについて、農業委員会にその旨を届け出るよう周知に努めて参ります。</p> <p>以上で、農地関係の事業計画の説明を終わります。</p>
堀内係長	<p>続きまして、農政振興関係について、ご説明いたします。</p> <p>議案書 57 ページの (11) の農政振興関係をご覧ください。</p> <p>農政活動として、農地利用の最適化の推進に向けて、次の各種事業を積極的に行います。</p> <p>1) の農業振興施策検討委員会の開催については、関係行政機関等への意見の提出について検討するほか、農政活動の企画、立案や農業者の関心の強い課題等について協議を行なうため、随時開催いたします。なお、議案書に「農政部会」とあるのは誤りですので、削除をお願いします。</p> <p>次に、2) の相続税・贈与税納税猶予制度への対応ですが、特例を受けている農地が耕作放棄や無断転用されないよう、農地としての適正管理と制度の周知に努めます。適格者証明および猶予された相続税の免除手続きに伴う税務署からの確認依頼につきましても、農業委員、推進委員の現地確認などを行い迅速に対応します。</p> <p>次に、3) の農業後継者対策事業については、現在数値を集計中のため、後日改めてお示ししますが、取組としては、関係機関・団体等で構成した「高知市担い手育成総合支援協議会」として、農業後継者の育成・確保を図っていきます。</p> <p>次に、58 ページの 4) の農業者年金事務事業ですが、引き続きJA高知市、JA高知春野および高知市農業者年金友の会と連携し、制度のPRと新規加入の促進に努めます。</p> <p>5) の情報・宣伝活動については、「高知市ホームページ」の内容充実にも努め、農業委員会情報紙「情報みどりのまち」を発行するとともに、高知市広報紙等により、各種情報を農業者及び市民に提供していきます。</p> <p>また、全国農業新聞の普及活動にも取り組むこととします。</p>

堀内係長	<p>次に、6)の農作業別標準賃金の設定業務ですが、農作業の受委託が円滑に行えるよう、地域の実態調査を踏まえた農作業別標準賃金の設定により、適正な受け払いの指導・普及に努めることとします。</p> <p>最後に、7)家族経営協定の推進については、関係機関・団体等が連携し、「家族経営協定」締結の推進に努めることとします。</p> <p>以上で、農政振興関係に係る、事業計画(案)の説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
中島正根委員	<p>51ページの基本方針に「担い手への集積・集約化」という言葉がありませんでしたが。</p>
岩崎次長	<p>基本方針については、農地等の利用の最適化の推進に該当する項目でございまして、ご指摘のとおり、「担い手への集積・集約化」という項目は外しております。国の方では「担い手への集積・集約化」は重要な目標としておりますが、高知市の現状を見てみると耕作放棄地が非常に拡大しており、この対策に取り組んでいくことと将来の地域農業を担う「新規参入の促進」の2項目が高知市にとって重要な課題ではないかということで、基本方針に掲げております。</p>
中島正根委員	<p>基本方針から外しているということは、国の施策に対して積極的に取り組んだらいけないということですか。</p>
岩崎次長	<p>そういったことではなく、「担い手への集積・集約化」は重要な取組の一つですが、耕作放棄地が非常に拡大しておりますので、そちらの方を優先すべきではないかと考えて挙げております。</p>
中島正根委員	<p>3つでも4つでも基本方針は書く方がいいと思います。もう一つは、総会の資料の中に農業委員会憲章とありますが、平成3年で止まっておりますが、構わないのでしょうか。</p>

岩崎次長	<p>制定したのは平成3年でございますが、それ以降に改正はしております。いつもは表紙の裏に記載している憲章ですけど、改正した時期を入れる必要があれば、制定の下に改正の日も加えたいと思いますが、どうでしょうか。</p>
中島正根委員	<p>素人を見ると、「平成3年から変わっていない、おかしくないか」と思われるのではないかと思います。</p>
岩崎次長	<p>誤解を招くということで、改正した年月日を加えるようにしたいと思います。</p>
議 長	<p>先程の中島正根委員の意見については、運営委員会で改めてお諮りしたいと思います。他にございませんか。</p>
委 員	<p>— 意見なし —</p>
議 長	<p>ないようですので、本件は、先程の意見も踏まえて議案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>— 異議なし —</p>
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p>
長澤主任	<p>それでは、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。</p> <p>農業を営んでいた被相続人から、相続または遺贈により農地を取得して相続人が農業を営む場合、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。税務署への申告の際、提出を求められるのが適格者証明書です。今回1件の適格者証明願が提出されました。</p>

長澤主任	<p>案件1についてご説明いたします。</p> <p>議案書1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、被相続人が平成29年7月に亡くなられたことにより、旭の計2筆、2,005.74平方メートルの土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>以上1件です。</p> <p>この案件につきまして、地元の推進委員と現地調査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認したうえで、申請人に適格者証明書を交付しておりますので、追認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり追認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり追認することといたします。</p> <p>続きまして、事務局から報告事項があります。</p>
堀内係長	<p>— 農業経営改善計画の認定について 報告 —</p> <p>— 青年等就農計画の認定について 報告 —</p>
議長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後3時40分)

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成30年6月5日

議長 大野 哲

議事録署名委員 中島義幸

議事録署名委員 中山忠明

議事録作成者 廣末翔太